

兵庫県公報

平成30年11月20日 火曜日 第 3056 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 旅行業法に基づく聴聞の実施（観光振興課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 吉川都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	3
○ 道路の指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 入札公告（阪神北県民局）	17
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	19

告 示

兵庫県告示第991号

旅行業法（昭和27年法律第239号）第65条第1項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。
平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 日時
平成30年11月29日（木）午後2時から午後3時まで
- 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館1階A会議室
- 内容
旅行者日本観光旅行センター有限公司（兵庫県知事登録旅行業第2-239号）の旅行業法第13条第3項第2号に違反する事実



兵庫県告示第992号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年11月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	屋度新池地区	平成30年11月20日から 同 年12月10日まで	加東市役所



兵庫県告示第993号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
基幹農道整備事業	葛沢菅野	宍粟市山崎町宇野 同 市山崎町高下 同 市山崎町下牧谷	平成20. 1. 31	平成30. 2. 23	



兵庫県告示第994号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成30年10月16日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第995号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成30年10月1日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域
川西市中央町、美園町、絹延町、出在家町及び火打一丁目地内



兵庫県告示第996号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年11月19日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域
加東市全域



兵庫県告示第997号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉川都市計画下水道事業三木市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成19年3月30日から平成32年3月31日まで
変更後 平成19年3月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第998号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30但馬予定 0001号	30.11.6	豊岡市城崎町来日271番7、271番12、271番13、 272番9、278番14、278番15、279番11、279 番12	7.5	90.0

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三谷(2)(急) I-2 (123020141)	養父市三谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
新町(1)(急) I-2 (123020142)	養父市建屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹原野(4) I (126010069)	朝来市生野町竹原野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
竹原野(5) I (126010070)	朝来市生野町竹原野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

本村 (226010062)	朝来市生野町黒川 (別図3のとおり)	土石流
-------------------	--------------------	-----

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
 - (3) 提出期限
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第404号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
三谷(2)(急)I(123020044)の項中別図44、新町(1)(急)I(123020051)の項中別図51、内山I(123020061)の項中別図61、大谷川II(223020117)の項中別図258を次の図面のとおりに改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
 - (3) 提出期限
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第918号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

簾野(3)Ⅱ(126010005)の項中別図5、大外(1)Ⅱ(126010008)の項中別図8、大外(2)Ⅱ(126010009)の項中別図9、梅ヶ畑Ⅱ(126010013)の項中別図13、長野(2)Ⅱ(126010015)の項中別図15、竹原野(1)Ⅰ(126010016)の項中別図16、竹原野(3)Ⅰ(126010018)の項中別図18、口銀谷(1)Ⅱ(126010045)の項中別図45、口銀谷(2)Ⅱ(126010046)の項中別図46、川尻(1)Ⅰ(126010052)の項中別図52、栃原(7)Ⅱ(126010065)の項中別図65、弥六ガマⅡ(226010005)の項中別図73、魚ヶ滝Ⅰ(126010007)の項中別図75、金香瀬川Ⅰ(126010011)の項中別図79、白口川Ⅰ(126010018)の項中別図86、石谷川Ⅰ(126010026)の項中別図94、寺の上川Ⅰ(126010034)の項中別図102を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
船谷Ⅰ (123020042)	養父市船谷（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
三谷(2)(急)Ⅰ (123020044)	養父市三谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

原 I (123020047)	養父市森（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
奥山 I (123020048)	養父市森（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
正町野 I (123020049)	養父市建屋（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
新町(2) I (123020050)	養父市建屋（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
新町(1) (急) I (123020051)	養父市建屋（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
建屋(1) I (123020052)	養父市建屋（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
建屋(2) I (123020053)	養父市建屋（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
餅耕地(2) I (123020056)	養父市餅耕地（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
餅耕地(1) I (123020057)	養父市餅耕地（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
石ヶ坪 I (123020059)	養父市長野（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
尾ノ上 I (123020060)	養父市長野（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
内山 I (123020061)	養父市長野（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
井之坪(2) I (123020062)	養父市長野（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
井之坪(1) I (123020063)	養父市長野（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
井之坪(3) I (123020064)	養父市長野（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
唐川 I (123020065)	養父市長野（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
船谷(2) II (123020105)	養父市船谷（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
船谷(3) II (123020106)	養父市船谷（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
船谷(4) II (123020107)	養父市船谷（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
池山(1) II (123020108)	養父市三谷（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

池山(2)Ⅱ (123020109)	養父市三谷（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
三谷(1)Ⅱ (123020110)	養父市三谷（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三谷(2)Ⅱ (123020111)	養父市三谷（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
三谷(3)Ⅱ (123020112)	養父市三谷（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
森(1)Ⅱ (123020114)	養父市森（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
森(2)Ⅱ (123020115)	養父市森（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
原Ⅱ (123020116)	養父市森（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
犬野(1)Ⅱ (123020117)	養父市森（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
犬野(2)Ⅱ (123020118)	養父市森（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
奥山(1)Ⅱ (123020119)	養父市森（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
奥山(2)Ⅱ (123020120)	養父市森（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
建屋Ⅱ (123020121)	養父市建屋（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
餅耕地(1)Ⅱ (123020122)	養父市餅耕地（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
餅耕地(2)Ⅱ (123020123)	養父市餅耕地（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
野谷(1)Ⅱ (123020124)	養父市建屋（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
野谷(2)Ⅱ (123020125)	養父市長野（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
石ヶ坪(1)Ⅱ (123020126)	養父市長野（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
石ヶ坪(2)Ⅱ (123020127)	養父市長野（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
柴(1)Ⅱ (123020128)	養父市長野（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
柴(2)Ⅱ (123020129)	養父市長野（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

長野(1)Ⅱ (123020130)	養父市長野 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
長野(2)Ⅱ (123020131)	養父市長野 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
内山Ⅱ (123020132)	養父市長野 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
井之坪Ⅱ (123020133)	養父市長野 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
唐川(1)Ⅱ (123020134)	養父市長野 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
唐川(2)Ⅱ (123020135)	養父市長野 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
唐川(4)Ⅱ (123020137)	養父市長野 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
唐川(5)Ⅱ (123020138)	養父市長野 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
唐川(6)Ⅱ (123020139)	養父市長野 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
ヤゲン谷川Ⅰ (223020021)	養父市長野 (別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
西野谷川Ⅰ (223020028)	養父市長野 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
棒谷川Ⅰ (223020044)	養父市能座 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
谷倉神社川Ⅱ (223020104)	養父市長野 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
大谷山川Ⅱ (223020106)	養父市長野 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
前田川Ⅱ (223020107)	養父市長野 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
中クロ川Ⅱ (223020108)	養父市長野 (別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
漆谷川Ⅱ (223020114)	養父市建屋 (別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
大谷川Ⅱ (223020117)	養父市森 (別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
ダン川Ⅱ (223020120)	養父市森 (別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
門垣川Ⅱ (223020121)	養父市三谷 (別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり

本ヤシキ川Ⅱ (223020126)	養父市三谷（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
-----------------------	-----------------	-----	----------

（別図1から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
 - (3) 提出期限
平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村Ⅰ (126010001)	朝来市生野町黒川（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
簾野Ⅰ (126010002)	朝来市生野町黒川（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
簾野(2)Ⅱ (126010004)	朝来市生野町黒川（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
簾野(3)Ⅱ (126010005)	朝来市生野町黒川（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
簾野(4)Ⅱ (126010006)	朝来市生野町黒川（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
黒川Ⅱ (126010007)	朝来市生野町黒川（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

大外(1)Ⅱ (126010008)	朝来市生野町黒川(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大外(2)Ⅱ (126010009)	朝来市生野町黒川(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
高路(1)Ⅱ (126010010)	朝来市生野町黒川(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高路(2)Ⅱ (126010011)	朝来市生野町黒川(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高路(3)Ⅱ (126010012)	朝来市生野町黒川(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
梅ヶ畑Ⅱ (126010013)	朝来市生野町黒川(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
長野(1)Ⅱ (126010014)	朝来市生野町黒川(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
長野(2)Ⅱ (126010015)	朝来市生野町黒川(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
竹原野(1)Ⅰ (126010016)	朝来市生野町竹原野(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
竹原野(2)Ⅰ (126010017)	朝来市生野町竹原野(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
竹原野(3)Ⅰ (126010018)	朝来市生野町竹原野(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
猪野々(1)Ⅰ (126010023)	朝来市生野町猪野々(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
猪野々Ⅱ (126010025)	朝来市生野町猪野々(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
白口(1)Ⅰ (126010026)	朝来市生野町白口(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
白口(1)Ⅱ (126010027)	朝来市生野町白口(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
白口(3)Ⅱ (126010028)	朝来市生野町白口(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
円山(2)Ⅰ (126010030)	朝来市生野町円山(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
円山(3)Ⅰ (126010031)	朝来市生野町円山(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
円山(4)Ⅰ (126010032)	朝来市生野町円山(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
円山(1)Ⅱ (126010034)	朝来市生野町円山(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

円山(2)Ⅱ (126010035)	朝来市生野町円山(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
小田和(1)Ⅱ (126010036)	朝来市生野町円山(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小田和(2)Ⅱ (126010037)	朝来市生野町円山(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小田和(3)Ⅱ (126010038)	朝来市生野町円山(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
小田和(4)Ⅱ (126010039)	朝来市生野町口銀谷(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
小田和(5)Ⅱ (126010040)	朝来市生野町口銀谷(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
口銀谷(1)Ⅰ (126010041)	朝来市生野町真弓(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
口銀谷(2)Ⅰ (126010042)	朝来市生野町口銀谷(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
口銀谷(4)Ⅰ (126010044)	朝来市生野町口銀谷(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
口銀谷(1)Ⅱ (126010045)	朝来市生野町口銀谷(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
口銀谷(2)Ⅱ (126010046)	朝来市生野町口銀谷(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
口銀谷(3)Ⅱ (126010047)	朝来市生野町口銀谷(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
真弓Ⅰ (126010048)	朝来市生野町真弓(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
川尻(1)Ⅰ (126010052)	朝来市生野町川尻(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
川尻(2)Ⅰ (126010053)	朝来市生野町川尻(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
栃原(1)Ⅰ (126010054)	朝来市生野町栃原(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
栃原(2)Ⅰ (126010055)	朝来市生野町栃原(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
栃原(3)Ⅰ (126010056)	朝来市生野町栃原(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
栃原(4)Ⅰ (126010057)	朝来市生野町栃原(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
栃原(2)Ⅱ (126010060)	朝来市生野町栃原(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

栃原(4)Ⅱ (126010062)	朝来市生野町栃原(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
栃原(5)Ⅱ (126010063)	朝来市生野町栃原(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
栃原(6)Ⅱ (126010064)	朝来市生野町栃原(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
栃原(7)Ⅱ (126010065)	朝来市生野町栃原(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
栃原(8)Ⅱ (126010066)	朝来市生野町栃原(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
栃原(9)Ⅱ (126010067)	朝来市生野町栃原(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
栃原(10)Ⅱ (126010068)	朝来市生野町栃原(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
藤尾川Ⅰ (226010002)	朝来市生野町黒川(別図54の とおり)	土石流	別図54のとおり
弥六ガマⅡ (226010005)	朝来市生野町黒川(別図55の とおり)	土石流	別図55のとおり
魚ヶ滝Ⅰ (226010007)	朝来市生野町上生野(別図56 のとおり)	土石流	別図56のとおり
上ミ家ノ上Ⅱ (226010010)	朝来市生野町竹原野(別図57 のとおり)	土石流	別図57のとおり
金香瀬川Ⅰ (226010011)	朝来市生野町小野(別図58の とおり)	土石流	別図58のとおり
ウルシ谷川Ⅰ (226010013)	朝来市生野町奥銀谷(別図59 のとおり)	土石流	別図59のとおり
奥銀谷奥Ⅰ (226010014)	朝来市生野町奥銀谷(別図60 のとおり)	土石流	別図60のとおり
上山川Ⅰ (226010017)	朝来市生野町新町(別図61の とおり)	土石流	別図61のとおり
白口川Ⅰ (226010018)	朝来市生野町白口(別図62の とおり)	土石流	別図62のとおり
山ノ谷Ⅱ (226010020)	朝来市生野町白口(別図63の とおり)	土石流	別図63のとおり
浦ヶ谷Ⅱ (226010021)	朝来市生野町猪野々(別図64 のとおり)	土石流	別図64のとおり
口垣内Ⅰ (226010022)	朝来市生野町円山(別図65の とおり)	土石流	別図65のとおり
下塚川Ⅰ (226010024)	朝来市生野町円山(別図66の とおり)	土石流	別図66のとおり

小田和川 I (226010025)	朝来市生野町円山 (別図67の とおり)	土石流	別図67のとおり
石谷川 I (226010026)	朝来市生野町円山 (別図68の とおり)	土石流	別図68のとおり
曾利谷川 I (226010027)	朝来市生野町円山 (別図69の とおり)	土石流	別図69のとおり
シモガ谷川 I (226010028)	朝来市生野町円山 (別図70の とおり)	土石流	別図70のとおり
屋敷東 II (226010029)	朝来市生野町円山 (別図71の とおり)	土石流	別図71のとおり
垣内 II (226010030)	朝来市生野町円山 (別図72の とおり)	土石流	別図72のとおり
円山川 II (226010031)	朝来市生野町円山 (別図73の とおり)	土石流	別図73のとおり
シモガ谷南 II (226010032)	朝来市生野町円山 (別図74の とおり)	土石流	別図74のとおり
愛宕川 I (226010033)	朝来市生野町口銀谷 (別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり
寺の上川 I (226010034)	朝来市生野町口銀谷 (別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
西山川 I (226010035)	朝来市生野町口銀谷 (別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり
栃原口 I (226010037)	朝来市生野町口銀谷 (別図78 のとおり)	土石流	別図78のとおり
古城山 I (226010038)	朝来市生野町円山 (別図79の とおり)	土石流	別図79のとおり
南末戸川 I (226010044)	朝来市生野町真弓 (別図80の とおり)	土石流	別図80のとおり
奥谷川 I (226010054)	朝来市生野町栃原 (別図81の とおり)	土石流	別図81のとおり
西榊淵川 I (226010057)	朝来市生野町栃原 (別図82の とおり)	土石流	別図82のとおり
アザメガ段 II (226010058)	朝来市生野町栃原 (別図83の とおり)	土石流	別図83のとおり
坊山 II (226010061)	朝来市生野町栃原 (別図84の とおり)	土石流	別図84のとおり
本村 (226010062)	朝来市生野町黒川 (別図85の とおり)	土石流	別図85のとおり

(別図 1 から別図85までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
 - (3) 提出期限
平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）トライアル三田ウッドタウン店
所在地 三田市ゆりのき台3丁目26—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 アーク不動産株式会社
住所 大阪市中央区今橋二丁目5番8号
代表者の氏名 高 山 芳 夫
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社トライアルカンパニー
住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表者の氏名 檜木野 仁 司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年6月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,406平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
194台
 - (2) 駐輪場の収容台数
60台
 - (3) 荷さばき施設の面積
193平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
32.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前0時

閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成30年10月19日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年11月20日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

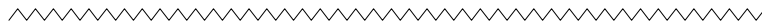
(1) 提出期限

平成31年3月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町日山字戸区39番1の一部、40番3、42番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区中之島三丁目3番23号

関電不動産開発株式会社 代表取締役 勝 田 達 規

3 許可年月日及び許可番号

平成30年6月8日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－3号（30たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南あわじ市八木養宜上字南原548番1の一部、548番6の一部、548番11の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市天王寺区東高津町11番9号

株式会社日本アシスト 代表取締役 阿 江 秀 典

3 許可年月日及び許可番号

平成30年5月31日

兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－2号（30南あわじ）



入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年11月20日

契約担当者

兵庫県阪神北県民局長 藪 本 訓 弘

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県尼崎総合庁舎ほか12施設で使用する電気 予定数量3,414,505キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県届出管理課 電話（078）341-7711 内線4946

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 期間

平成30年11月20日（火）から同年12月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

兵庫県阪神北県民局総務企画室総務防災課（財務担当） 担当 溝田

電話（0797）83-3112

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成30年11月21日（水）から同年12月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
- (3) 開札の日時及び場所
日時 平成31年1月16日（水）午前10時から
場所 兵庫県宝塚総合庁舎地下1階第5会議室（宝塚市旭町2—4—15）
- (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成31年1月15日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月11日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
- (3) 契約保証金
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月7日（金）午後5時までに提出すること。
イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又は 5 (5) ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Norihiro Yabumoto, Executive Director General, Hanshin-kita District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,414,505 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 15, 2019 by direct delivery

17:00 January 15, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Mizota, General Affairs Office, Hanshin-kita District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

2-4-15, Asahimachi, Takarazuka, Hyogo 665-8567

TEL (0797)83-3112

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年11月20日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県下各警察署の交番等で使用する電気（低圧） 予定数量4,073,999kwh/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

平成30年11月6日

4 落札者の名称及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号

- 5 落札金額
86,175,887円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年9月21日